

○笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例

平成24年3月12日条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 役割（第4条―第8条）
- 第3章 市の基本的施策（第9条）
- 第4章 いちはらっこの子育て支援会議（第10条―第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

子どもは、一人ひとりが守り育てられるべきかけがえのない存在であり、地域の宝です。

この市原の地において、子どもが夢や希望を持って、生き生きと輝きながら育ち、未来を力強く切りひらいていけるよう、子どもの健やかな成長を支援することは、大人の使命であり、また喜びでもあります。

しかしながら、少子化や核家族化の進行により、家庭の子育て力の低下が叫ばれるとともに、都市化の進展により、地域社会の連帯感は希薄化しており、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

これまで私たちは、「挨拶ができ礼儀正しい子ども」「心からありがとうと言える子ども」「ものの善し悪しがわかる子ども」「相手の気持ちがわかる子ども」の育成を目指した「子育て4か条」を掲げ、子育て一番のまちづくりに地域社会全体で取り組んできました。

このような最中、私たちは、東日本大震災を経験し、薄れつつあったつながり・絆の存在を改めて見つめ直す機会を得ることとなりました。

今こそ、私たちには、人と人とのつながりの重要性を再認識し、より強固な絆を築きながら、子どもの健やかな成長、すなわち子育てが図れるよう、地域社会全体で更なる支援に取り組むことが求められています。

ここに、私たちは、子どもにとって最善の利益を考慮しつつ、いちはらっこの子育てを地域社会全体で支援し、子どもの笑顔とともに大人も笑顔で満ちあふれるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、学校等、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めることにより、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長を地域社会全体で支援するまちの実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいいます。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（子どもを除きます。）又は市内の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいいます。次号において同じ。）若しくは市内で活動する子ども育成団体（子どもの健全育成を目的とする団体をいいます。次号において同じ。）をいいます。
- (5) 事業者 法人その他の団体（地縁による団体及び子ども育成団体を除きます。）又は事業を営む個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

（基本理念）

第3条 子育てを地域社会全体で支援するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとします。

- (1) 生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利等の児童の権利に関する条約等に示された子どもの権利を尊重すること。
- (2) 市、保護者、学校等、地域住民及び事業者は、それぞれが担う役割を自覚し、子どもが育つ喜びを共有し、連携の下で子育てを支援すること。

第2章 役割

（市の役割）

第4条 市は、子どもを地域社会全体で健やかに守り育てることができるよう、環境を整備し、子どもに関する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、保護者、学校等、地域住民及び事業者との連携が図られるように総合調整を行うものとします。

3 市は、子育てを地域社会全体で支援する取組を推進するため、広報及び啓発を行うものとします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てに最も大きな役割があることを自覚し、深い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てるものとします。

2 保護者は、家庭が子どもの心身に安らぎを与える場であることを認識し、そのような家庭づくりに励むものとします。

3 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すものとします。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、集団の中での遊びや学習を通じて、子どもの年齢や発達段階に応じた指導に積極的に取り組むものとします。

2 学校等は、子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出すよう努めるものとします。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、挨拶等によってコミュニケーションを活発化させて、安心・安全な地域社会づくりに努めるものとします。

2 地域住民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもが様々な経験や学習の機会を得られるように努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、第5条に規定する保護者の役割を認識し、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう、子育てしやすい環境整備に努めるものとします。

2 事業者は、職場体験等を通じて仕事に対する子どもの理解を深める等、子育てを支援する活動に協力するよう努めるものとします。

第3章 市の基本的施策

(計画の策定等)

第9条 市は、子育てを地域社会全体で支援するため、子どもに関する施策を総合的かつ効果的に実施するための計画(以下「支援計画」といいます。)を策定するものとします。

2 市は、支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、いちはらっこの子育て支援会議の意見を聴くものとします。

3 市は、支援計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

4 市は、支援計画の推進体制を整備するものとします。

5 市は、支援計画に基づき実施した施策の評価を行い、その結果を毎年少なくとも1回、公表するものとします。

(平25条例20・一部改正)

第4章 いちはらっこの子育て支援会議

(平25条例20・章名追加)

(設置)

第10条 支援計画の策定及びその実施の推進について協議するとともに、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、同項に規定する合議制の機関として、いちはらっこの子育て支援会議(以下「子育て支援会議」といいます。)を置きます。

(平25条例20・全改)

(組織)

第11条 子育て支援会議の委員(以下「委員」といいます。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

(1) 子どもに関する施策の推進に関係する団体を代表する者

(2) 市内に居住する保護者

(3) 子どもに関する施策の推進に関心を持つ市民

(4) 子どもに関する施策について学識経験を有する者

(5) 事業者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 子育て支援会議は、委員25人以内をもって組織します。

(平25条例20・追加)

(委員の任期)

第12条 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(平25条例20・追加)

(会長及び副会長)

第13条 子育て支援会議に会長及び副会長1人を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定めます。

3 会長は、子育て支援会議を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(平25条例20・追加)

(会議)

- 第14条** 子育て支援会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。ただし、会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたとき若しくは定められていないときの会議は、市長が招集します。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

(平25条例20・追加)

(意見等の聴取)

- 第15条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができます。

(平25条例20・追加)

(庶務)

- 第16条** 子育て支援会議の庶務は、子ども未来部において処理します。

(平25条例20・追加、平29条例2・一部改正)

(委任)

- 第17条** この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て支援会議に諮って定めます。

(平25条例20・追加)

第5章 雑則

(平25条例20・旧第4章繰下)

- 第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(平25条例20・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第9条第1項の規定により策定された計画とみなします。

(市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

- 3 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和38年市原市条例第85号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年7月4日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例第11条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において市原市次世代育成支援地域協議会の委員である者の任期は、改正前の笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例第10条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

- 4 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和38年市原市条例第85号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月7日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。